2　この条の規定の適用上、

(a)　企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を受益者として所有する場合をいう。

(b)　企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

第二十二条　逸脱の禁止

この協定のいかなる規定も、両締約国の投資家の投資財産及び投資活動についてこの協定が与える待遇よりも有利な待遇を与える次のものに影響を及ぼすものと解してはならない。

(a)　いずれか一方の締約国の法令、行政上の慣行若しくは手続又は行政上若しくは司法上の決定

(b)　両締約国間において効力を有する国際協定に基づく義務

(c)　いずれか一方の締約国の投資家が行う投資に関して他方の締約国が義務を負うこととなった場合には、当該義務

第二章　紛争解決

第二十三条　両締約国間の紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の解釈又は適用に関する他方の締約国との紛争に関し、外交上の経路を通じて、協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈及び適用に関する両締約国間の紛争であって、当該紛争の通告から六箇月の期間内に1の規定による外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、いずれか一方の締約国の要請があった場合には、仲裁委員会に決定のため付託する。

3　この条に別段の定めがある場合又は両締約国間の別段の合意がある場合を除くほか、仲裁委員会の手続については、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則を準用する。ただし、両締約国は、準用されるＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則を修正することができるものとし、4の規定に従って任命された仲裁委員は、両締約国が合意する場合には、準用されるＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則を修正することができる。仲裁委員会は、自己の規則及び手続を定めることができる。

4　各紛争当事国は、いずれか一方の締約国から紛争の仲裁を要請する文書を受領した日から六十日以内に、各一人の仲裁委員を任命する。このようにして任命された二人の仲裁委員は、両締約国の承認により仲裁委員長となる者として任命される第三の仲裁委員を選定する。ただし、当該第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民であってもならない。仲裁委員長は、他の二人の仲裁委員の任命の日から六十日以内に任命される。全ての仲裁委員は、両締約国と外交関係を有している国の国民とする。仲裁委員会の仲裁委員の任命に関する他の事項については、三人の仲裁委員で構成される仲裁委員会の仲裁委員の任命に適用されるＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則を準用する。この場合において、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則中の任命権者は、ハーグの常設仲裁裁判所事務総長とする。同事務総長がいずれか一方の締約国の国民である場合又はこの任務を遂行することができない場合には、同裁判所事務次長に対し仲裁委員の任命を行うよう要請する。

5　両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、第三の仲裁委員の選定の日から百八十日以内に全ての文書の提出が行われ、かつ、全ての弁論が終了しなければならない。仲裁委員会は、この協定及び対象となる事項に適用可能な国際法の規則に基づき、最後の文書の提出の日又は弁論の終結の日のうちいずれか遅い方の日から六十日以内に投票の過半数による議決で紛争について決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

6　各締約国は、自国が選定した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第二十四条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　申立人と被申立人との間に投資紛争が生ずる場合には、両者は、まず、協議及び交渉（拘束力を有しない第三者による手続の利用を含めることができる。）を通じて、当該投資紛争を解決するよう努めるべきである。

2　協議及び交渉により、申立人が被申立人に対して書面による協議及び交渉の要請を行った日から六箇月以内に投資紛争が解決されない場合には、当該申立人は、この条の規定に従い、次の(a)及び(b)の事項から成る請求を仲裁に付託することができる。

(a)　第九条、第十八条及び第二十条の規定に基づく義務を除くほか、当該被申立人が前章の規定に基づく義務に違反したこと。

(b)　(a)に定める違反を理由とする又はその違反から生ずる損失又は損害を当該申立人が被ったこと。

3　申立人は、被申立人に対し、この条の規定による仲裁に請求を付託する少なくとも九十日前に、そのような付託の意図の書面による通知（以下「付託の意図の通知」という。）を送付する。付託の意図の通知には、次の事項を明記する。

(a)　当該申立人の氏名又は名称及び住所

(b)　各請求について、違反があったとされる前章の条項その他関連する条項

(c)　各請求に関する法的根拠及び事実に係る根拠

(d)　当該申立人が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

4　申立人が被申立人に対して書面による協議及び交渉の要請を行った日から六箇月が経過したことを条件として、当該申立人は、2に規定する請求を次のいずれかの仲裁に付託することができる。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約による仲裁。ただし、両締約国がＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則による仲裁。ただし、いずれか一方の締約国のみがＩＣＳＩＤ条約の当事国である場合に限る。

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則による仲裁

(d)　紛争当事者が合意する場合には、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁

5　この条の規定による仲裁については、請求は、次のいずれかの時に付託されたものとみなす。

(a)　ＩＣＳＩＤ条約第三十六条1に規定する仲裁の請求をＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(b)　ＩＣＳＩＤ追加的制度規則付表Ｃ第二条に規定する仲裁の請求をＩＣＳＩＤ事務局長が受領した時

(c)　ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第三条に規定する仲裁に関する通知を、ＵＮＣＩＴＲＡＬ仲裁規則第二十条に規定する請求の陳述書とともに被申立人が受領した時

(d)　4(d)の規定により、他の仲裁機関又は仲裁規則による仲裁が選択された場合には、当該仲裁に関する通知を被申立人が受領した時。ただし、当該仲裁機関又は当該仲裁規則において別段の定めがある場合は、この限りでない。

6　(a)　各締約国は、この条の規定による仲裁にこの協定の規定に従って請求を付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及びこの条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の要件を満たすものとする。

(i)　ＩＣＳＩＤ条約第二章の規定又はＩＣＳＩＤ追加的制度規則の規定であって、両当事者の書面による同意に関するもの

(ii)　書面による合意に関するニューヨーク条約第二条の規定

7　6の規定にかかわらず、この条の規定による仲裁への請求の付託は、申立人が、2の規定により主張される違反が発生したこと及び当該申立人が損失又は損害を被ったことを知った又は知るべきであった最初の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

8　この条の規定による仲裁への請求の付託は、次の(a)及び(b)の条件を満たす場合を除くほか、行うことができない。

(a)　申立人が、この条に定める手続に従って仲裁が行われることにつき、書面により同意すること。

(b)　申立人が、いずれか一方の締約国の法律の下にある行政裁判所若しくは司法裁判所又は他の紛争解決手続において、このような仕組みにより紛争の対象となる事項に関する判決又は裁定が下される前に、2(a)に規定する違反を構成するとされる措置に関する手続を開始し、又は継続する権利を書面により放棄すること。

9　8(b)の規定に従って行われる放棄は、仲裁廷が3、4、7及び8に規定する要件が満たされないこと又は他の手続上の若しくは管轄権に関する根拠に基づいて請求を却下する場合には、適用されなくなる。

10　8(b)の規定にかかわらず、申立人は、被申立人の法律の下にある行政裁判所又は司法裁判所において、暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）の申立てを行い、又は当該申立てに係る手続を継続することができる。